

平成29年度 第3四半期 指摘事項一覧

原子力事業所又は原子力施設名: 日本原子力発電株式会社 敦賀発電所

作成責任者 統括原子力運転検査官 加藤照明

番号	指摘日	事務所 担当者	事業者 対応者	指摘(要旨)	事業者 回答日	事業者の 処置状況
1	平成29年10月12日	大和田	安全管理室 マネージャー	平成29年10月2日、放射線固体廃棄物貯蔵庫C棟において保管されているドラム缶1本から漏えいが確認されたことから、保安活動の実効性をより確実なものとするべく、指導文書を発出した。	平成29年10月30日	1 漏えいが発生したドラム缶の内容物等を調査した結果、接着塗布剤(リン酸アルミ)を推定原因とし、類似ドラム缶等として昭和62年度に実施した焼却炉修繕工事期間に作成したドラム缶等361本を特定した。(確認完了) 2 貯蔵庫内に保管されている他のドラム缶等についての点検及び安全処置対応について (1)類似ドラム缶等361本の内部点検を平成30年1月末を目途に実施する。 (2)内部点検未実施ドラム缶等約17,000本の外観点検を平成32年3月末を目途に実施する。 (3)固体廃棄物貯蔵庫の点検通路については、ドラム缶等の配置変更、ドラム缶から鉄箱へ詰め替えによる減容による保管本数の削減等によりB棟については平成32年3月末、A及びC棟については平成36年1月末を目途に確保する。 なお、外観点検時の視認性向上のため、遠隔装置(ファイバースコープ等)を導入する。
					平成29年11月22日	2 貯蔵庫内に保管されている他のドラム缶等についての点検及び安全処置対応について (2)内部点検未実施ドラム缶等約17,000本の外観点検を平成31年3月末を目途に実施する。(期間短縮) (3)固体廃棄物貯蔵庫の点検通路については、ドラム缶等の配置変更、ドラム缶から鉄箱へ詰め替えによる減容による保管本数の削減等によりB棟については平成31年3月末、A及びC棟については平成36年1月末を目途に確保する。 (B棟期間短縮) なお、外観点検時の視認性向上のため、遠隔装置(ファイバースコープ等)を導入する。
					平成29年12月13日	2 貯蔵庫内に保管されている他のドラム缶等についての点検及び安全処置対応について (4)点検員等の被ばく低減を図るため作業前に床面の表面汚染密度を測定すること、貯蔵庫入口に粘着マットを敷設し作業後に回収測定すること、区域区分の変更が発生した場合に備え各棟入口に防護具類等を配置することを行う。(追加)

平成29年度 第3四半期 指摘事項一覧

原子力事業所又は原子力施設名：日本原子力発電株式会社 敦賀発電所

作成責任者 統括原子力運転検査官 加藤照明

番号	指摘日	事務所 担当者	事業者 対応者	指摘(要旨)	事業者 回答日	事業者の処置状況
2	平成29年12月12日	大和田	安全管理室 マネージャー	放射性固体廃棄物貯蔵庫において、ドラム缶等の健全性確認を実施していたところ、複数のドラム缶に貫通部があることが判明した。今のところ放射性物質の漏えいの事実は確認されていないが、今後も同様のドラム缶が発見されることが考えられることから、汚染の拡大を防止するための措置を検討し実施すること。	平成29年12月27日	従来から実施している全フロア床面の表面汚染密度の定期的(1回/月)な測定に加えて以下を実施する。 (1)ドラム缶等の腐食により内容物が漏れ、汚染が発生していた場合において、汚染が拡大する前に検知できるよう、作業前に当日作業する貯蔵庫の床面(列毎に最低1箇所)の表面汚染密度を測定する。 (2)貯蔵庫外への汚染拡大防止のため、貯蔵庫入口に粘着マットを敷設し、作業後に当日作業した貯蔵庫の粘着マットを回収及び測定する。 (3)管理区域内区域区分の変更が生じた場合、早急に区域の設定及び防護具の着衣ができるよう、貯蔵庫各棟入口に防護具類等を配備する。 (4)貯蔵庫内での空気中の放射性物質濃度を1ヶ月に1回の頻度で測定を行う。また、ドラム缶等の運搬作業において、作業前・作業中に空気中の放射性物質濃度を測定する。
3	平成30年1月11日	大和田	安全管理室 マネージャー	平成29年度第3回保安検査において、放射性固体廃棄物の管理状況を確認したところ、平成11年度及び平成23年度に1号機の工事で発生した使用済樹脂を雑固体廃棄物として保管管理しているが、当該使用済樹脂の保管管理に係る社内規程が明確にされていないことが確認されたことから、放射性固体廃棄物の保管管理を確実なものとするべく、工事等で発生した使用済樹脂については、その性状に合った保管管理ができるよう社内規程で定めることについて指導文書を発出した。	平成30年1月11日	二次文書・三次文書の記載を充実させ放射性固体廃棄物の保管管理を確実なものとするべく、工事等で発生した使用済樹脂について、その性状に合わせて安全に保管管理ができるように社内規程に定める。